

景観地区内における開発行為等の計画の許可申請書

様

申請者 住所
氏名

印

石垣市景観地区条例第13条第1項の規定により、下記のとおり計画の許可を申請します。

記

1 開発行為等工事主等の概要

(1) 開発行為等工事主

- ア 氏名のフリガナ
- イ 氏名
- ウ 郵便番号
- エ 住所
- オ 電話番号

(2) 設計者

- ア 資格 ()建築士 ()登録第 号
- イ 氏名
- ウ 建築士事務所名 ()建築士事務所 ()知事登録第 号
- エ 郵便番号
- オ 所在地
- カ 電話番号

(3) 工事監理者

- ア 資格 ()建築士 ()登録第 号
- イ 氏名
- ウ 建築士事務所名 ()建築士事務所 ()知事登録第 号
- エ 郵便番号
- オ 所在地
- カ 電話番号

(4) 工事施工者

ア 氏名

イ 営業所名 建設業の許可()第 号

ウ 郵便番号

エ 所在地

オ 電話番号

2 計画の内容

(1) 開発行為等の場所

(2) 開発行為等の種別

(3) 開発行為等の概要

(4) 開発行為等の内容

(5) 着手予定日 年 月 日

(6) 完了予定日 年 月 日

(7) その他必要な事項

(8) 備考

備考

- 1 申請者又は工事施工者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 申請者の氏名(法人にあってはその代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
- 3 設計者又は工事監理者が建築士事務所に属しているときは、その名称を書き、建築士事務所に属していないときは、所在地はそれぞれ設計者又は工事監理者の住所を書くこと。
- 4 工事監理者又は工事施工者が未定のときは、後で定まってから工事着手前まで届けること。
- 5 開発行為等の概要については、当該開発行為等の規模その他審査に当たり必要な項目について、申請に係る部分及びそれ以外の部分に分けて記載すること。
- 6 開発行為等の内容については、条例第14条第1項各号に定められた許可の基準について、申請に係る部分及びそれ以外の部分に分けて記載すること。